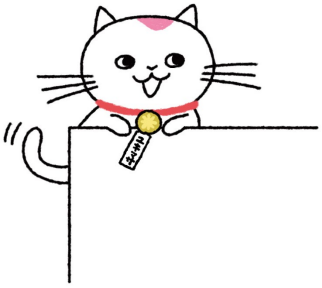

相続実務テキスト

神奈川県行政書士会

民事法務部

相続実務テキスト

教養編

０．はじめに
(1) 相続開始後のタイムスケジュール　1
(2) 相続開始から遺産分割までの手順　2
１．相続総論
(1) 相続開始の原因　3
(2) 相続開始の場所　3
(3) 相続回復請求権　3
(4) 注意点　3
２．相続人
(1) 相続できる者とは　4
(2) 代襲相続　4
(3) 相続欠格　5
(4) 推定相続人の廃除　6
(5) 相続人の調査　6
(6) 相続関係説明図　7
３．相続の効力
(1) 一般的効力　7
(2) 共同相続の効力　8
４．相続分
(1) 指定相続分　8
(2) 法定相続分　8
(3) 代襲相続人の相続分　9
(4) 特別受益者の相続分　9
(5) 寄与分がある場合の相続分　11
(6) 特別寄与料　12
５．遺産の分割
(1) 遺産の分割　13
(2) 胎児がいる場合の遺産分割　15
(3) 遺産分割協議書の作成　15
６．特別代理人の申請
(1) 未成年者　16
(2) 成年後見人　16

７．相続人の不存在
(1) 相続人の不存在 17
(2) 利害関係人 17
(3) 財産管理人 17
(4) 相続人の不存在が明らかにならない場合 17
(5) 相続財産の国庫帰属 18
(6) 相続人不存在の場合の手続き経過 18
８．相続の承認・放棄
(1) 単純承認 19
(2) 限定承認 19
(3) 相続放棄 20

資料編

１．チェックリスト
(1) 相続発生後の手続チェックリスト 22
(2) 被相続人に関するチェックリスト 28
(3) 相続人に関するチェックリスト 30
(4) 相続財産に関するチェックリスト 31
(5) 債務・葬式費用に関するチェックリスト 33
２．参考書式
(1) 相続関係説明図サンプル 34
(2) 遺産目録サンプル 35
(3) 遺産分割協議書サンプル 37
(4) 業務委託契約書サンプル 43
３．関係資料
(1) 相続財産の評価 44
(2) 法定相続分の算出 45
(3) 相続開始時期による適用法令の違い 47
(4) 報酬額統計表その１（令和２年度実施　日本行政書士会連合会） 48
(5) 報酬額統計表その２（令和２年度実施　神奈川県行政書士会） 49

（法令等は令和４年４月１日現在）

相続開始後のタイムスケジュール

被相続人の死亡（相続の開始）

相続人の確認・・・・・・・・・・・被相続人・相続人の戸籍謄本等の取り寄せ　～　相続関係図の作成

個人預貯金の凍結

葬儀の準備・死亡届の提出・・・・死亡届は、７日以内に死亡診断書を添付して市区町村長へ提出し、埋葬許可書をもらう。

葬　儀

葬式費用の領収書等の整理・・・・相続財産から控除できる

初七日法要

遺言書の有無の確認・・・・・・・法務局において保管されている自筆証書遺言、及び公正証書遺言以外は、家庭裁判所で検認を受ける。

四十九日の法要

相続財産、債務の概要調査・・・・相続の放棄又は限定承認するか否かを決定する。

相続の放棄・限定承認（申述代理は弁護士業務　家庭裁判所へ申述

※相続の開始があったことを知ってから３か月以内

所得税の申告と納付（申告代理は税理士業務）

準確定申告・・・・・・・・・・・・該当する場合は、被相続人の死亡した年の１月１日から相続開始日までの所得を申告する。

※相続の開始があったことを知ってから４か月以内。

相続財産・債務の調査・・・・・　相続財産のチェックリストを作成。

相続財産の評価・・・・・・・・・・固定資産税評価額・路線価・取引状況価格等の調査（専門家へ依頼を要する場合がある）

遺産分割協議と協議書の作成・・・相続人全員の実印と印鑑証明書が必要

相続税の申告書の作成・・・・・　納付の方法の検討

相続税の申告と納付（申告代理は税理士業務）

税務署へ申告・・・・・・・・・・・被相続人の死亡時の所轄税務署に申告し、同時に納税する。

※相続の開始があったことを知ってから１０か月以内。

遺産の名義変更手続き

法務局・・・・・・・・・・・・・・不動産の相続登記（申請代理は司法書士業務）

金融機関・・・・・・・・・・・・・預貯金・有価証券等の名義変更　等

相続開始から遺産分割までの手順

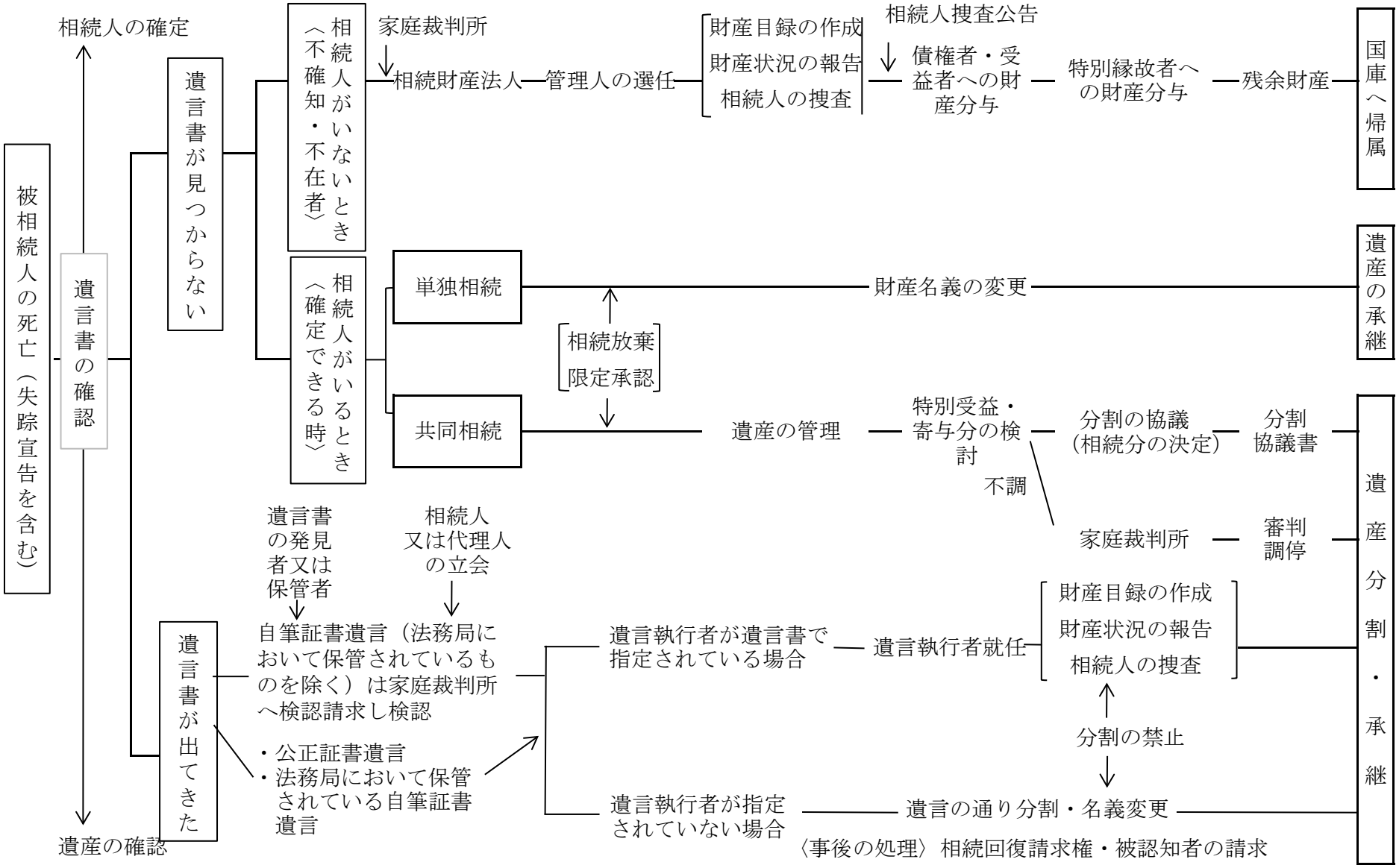

１　相続総論

相続とは，人が死亡した時に，その人(被相続人)が所有していた財産（相続財産）を子や妻など一定の身分関係にある人(相続人)が包括的に承継することをいう。

１　相続開始の原因

相続は，死亡によって開始する(民法 882 条)。

（１）　「死亡」とは，自然死亡のほか，法律上死亡とみなされる「失踪宣告」（民法 30 条，31 条）や「認定死亡」（戸籍法 89 条）を含む。

普通失踪（民法 30 条 1 項）は失踪期間（７年間）の満了時に死亡扱いとなるが，特別失踪（民法 30 条 2 項）は「危難が去った時」に死亡扱いとなる（民法 31 条）。

（２）　事故などで死亡した２人の死亡時期の前後を確定するのが困難な場合は，その２人は，同時に死亡したものと推定される（同時死亡の推定，民法 32 条の 2）。

この場合は，２人の間での相続は開始しないが，代襲相続はできる。

なお，同時死亡として遺産分割協議をした後に死亡時期の前後が明らかになったときは，その協議は無効になる。

２　相続開始の場所

相続は，被相続人が最後にいた住所で開始される（民法 883 条)。相続をめぐる調停や審判は，相続開始地を管轄する家庭裁判所に申し立てる（民事訴訟法 5 条 14 号，家事事件手続法 191 条 1 項)。

３　相続回復請求権（民法 884 条）

相続による承継後に真正な相続人が判明した場合，真正相続人は相続した者に対して相続回復請求をすることができる。

ただし，かかる権利は，真正相続人が侵害の事実を知った時から５年，又は相続開始から２０年で時効によって消滅する（民法 884 条)。

４　注意点

相続による遺産分割が行われずに次の相続が発生する場合がある。そういった場合，現在の相続財産を把握するために前の相続の共有割合などを知る必要があるが，前の相続は当然前の相続開始当時の法律に拠るため，相続開始の原因，

相続人，相続分等の規定が現在と異なることがあるので注意が必要である（P47「相続開始時期による適用法令の違い」参照）。

２　相続人

１　相続できる者とは

誰が相続人となるのかは，民法で決められている。この民法の定める相続人を法定相続人という。法定相続人は，配偶者相続人と血族相続人で構成される。

（１）　配偶者相続人とは，被相続人の妻又は夫である。配偶者は，常に相続人となり，血族相続人がいればその者と共同で，血族相続人がいなければ単独で相続人になる(民法 890 条)。

（２）　血族相続人には，被相続人の直系卑属（子，孫，曾孫），直系尊属（父母，祖父母，曽祖父母），兄弟姉妹が該当する。血族相続人には，次のような順位があり，その順位の者が一人もいない場合又は全員が相続を放棄した場合に初めて，次順位の者が相続権を得ることができる。

なお，胎児は，相続については，既に生まれたものとみなされる（民法 886 条１項）ため，下記第１順位，第３順位，またその代襲相続者の対象となることができる。

①　第１順位（子）

被相続人に子がいれば，最優先で相続人になる（民法 887 条１項)。

②　第２順位（直系尊属）

第１順位の相続人がいない場合は，父母などの直系尊属が相続人となる（民法 889 条１項１号)。被相続人と親等の近い順に，まず父母，父母がいなければ祖父母，祖父母もいなければ曾祖父母というように相続権が移る。

③　第３順位（兄弟姉妹）

第１順位・第２順位ともいないときは，被相続人の兄弟姉妹が相続人になる（民法 889 条１項２号)。

２　代襲相続

相続人となるべき子（第１順位）又は兄弟姉妹（第３順位）が相続開始以前に死亡，又は欠格事由に該当若しくは廃除され相続権を失ったときは，その者の子が相続人となる（民法 887 条２項，３項，889 条２項)。

なお，相続放棄をした者の子は代襲相続することができない（民法 939 条）

ので，注意が必要である。

Ex１．（民法 887 条 2 項，子の代襲相続）

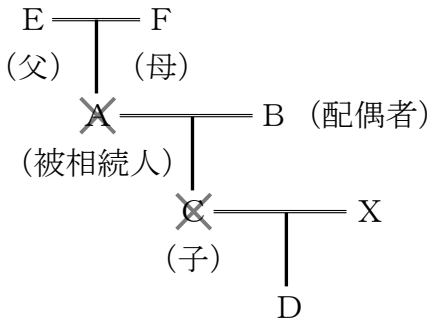

子Ｃが先に死亡しており，その後Ａが死亡した場合，Ｃを代襲しＤが第１順位となり，Ｂ（配偶者）と共に相続する。
この場合，第２順位のＥ，Ｆは相続できない。

Ex２．（民法 887 条 3 項，再代襲相続）

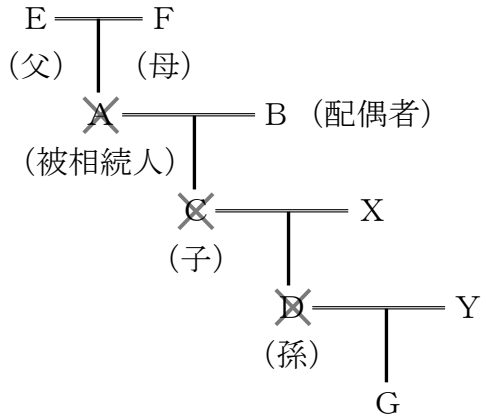

子Ｃ孫Ｄが先に死亡しており，その後Ａが死亡した場合，Ｄを更に代襲しＧが第１順位となり，Ｂ（配偶者）と共に相続する（要件を満たす限り無限に代襲する）。
この場合も，第２順位のＥ，Ｆは相続できない。

Ex３．（民法 889 条 2 項，兄弟姉妹の代襲相続）

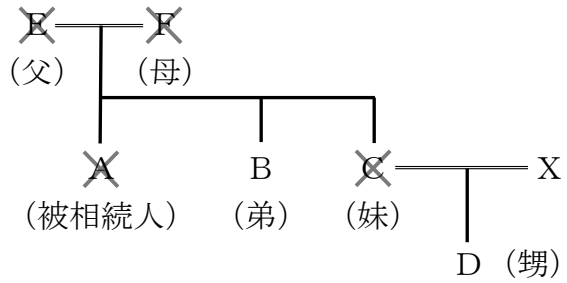

妹Ｃが先に死亡しており，その後Ａが死亡した場合，Ｃを代襲しＤがＢと共に相続する。
兄弟姉妹の場合は再代襲相続せず，Ｄに子がいても相続することはない。

３　相続欠格

（１）　相続に関して不当な利益を得るために不正な行為をした者，又はしよう

とした者には，相続における共同関係を破壊した者として，法律上当然に（請求等は不要）相続資格を喪失する（民法 891 条）。

（２）　相続欠格者は，同時に受遺者としての資格も失うので，遺贈を受けることもできない。

また，相続人ではないので，当然遺留分も有しない（民法 1042 条）。

ただし，相続欠格者の子は，代襲相続をすることができる（民法 887 条 2 項 3 項，889 条 2 項）。

【欠格事由】

① 故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位に在る者を死亡するに至らせ，又は至らせようとしたために刑に処せられた者

② 被相続人の殺害されたことを知って，これを告発せず，又は告訴しなかった者。ただし，その者に是非の弁別がないとき，又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族の場合は，この限りでない

③ 詐欺又は脅迫によって，被相続人に相続に関する遺言をし，撤回し，取り消し，又はこれを変更することを妨げた者

④ 詐欺又は強迫によって，被相続人が相続に関する遺言をさせ，撤回させ，取り消させ，又は変更させた者

⑤ 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し，変造し，破棄し，又は隠蔽した者

４　推定相続人の廃除

（１）　推定相続人が，被相続人に対して虐待，若しくは重大な侮辱を加えたとき，又は推定相続人にその他の著しい非行があったときは，被相続人は，その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求できる（民法 892 条）。

（２）　廃除された者は相続欠格の場合と同様，遺留分を有しないが，その子は代襲相続をすることができる（民法 887 条 2 項 3 項，889 条 2 項）。

（３）　被相続人は，遺言により推定相続人を廃除，又はその取消しをすることができる（民法 893 条，894 条 2 項）。

遺言執行者は，遺言の効力が生じた後，遅滞なく家庭裁判所に審判の申立請求をしなければならない。

５　相続人の調査

実務において，誰が相続人になるのかは被相続人の戸籍を遡って調査することになる。

戸籍は本籍地の市区町村役場で取得することができる。行政書士は戸籍の取得に関して職務上請求書を使用することができるが，当然所属単位会のガイドラインに従って使用しなければならない。

戸籍には改製や転籍以前の情報は載っていないので，それらがあった場合は改製原戸籍や除籍を遡って取得してゆくことになる。前婚や養子縁組等により相続人が変わってくることがあるので，少なくとも被相続人に関しては出生まで遡る必要がある（戸籍の取得についての詳細は，V.O.D 研修 15-1，15-2 を参照にされたい。）。

なお，収集した戸籍は，下記法定相続情報一覧図の作成や，預金の解約等で必要となるので、当然ながら丁重に保管しておくこと。

6　相続関係説明図

実務においては，相続人が多い場合，相続関係説明図（P34 参照）を作成して整理するとよい。

また，法務局に戸籍等必要書類と共に提出することによって，法定相続情報一覧図を作成することもできる。

法定相続情報一覧図は，相続関係説明図を法務局の登記官が証明したものである。これがあれば，戸籍謄本の代わりに相続関係を証明できるようになるので，相続登記や預金の解約などの相続手続が楽になる。

法定相続情報一覧図の写しは，法務局で何通でも発行することができる。

3　相続の効力

1　一般的効力

相続人は，相続開始の時から，被相続人に属した一切の権利義務を承継する（民法 896 条前段，包括承継）。一切の権利義務なので，借金などのマイナス財産も承継される。

ただし，以下の権利義務は承継されない。

①　一身専属権（民法 896 条後段）

代理権，扶養請求権，親権，生活保護受給権，根保証債務，国家資格等

②　人的な義務

身元保証，信用保証，労務提供義務

③　使用貸借権（民法 597 条 3 項）

借主が死亡した場合のみ。貸主が死亡した場合は承継されるので注意。

④　香典・弔慰金・葬儀費用

被相続人死亡後の金銭等であり，相続財産にならない。

⑤　仏壇・位牌・遺骨・墓地等（民法 897 条）

祭祀財産として慣習によってもしくは家庭裁判所が承継する者を定める。

⑥　生命保険，死亡退職金，遺族年金等

契約や法律によって受取人に支払われるので相続財産には当たらない。

ただし，相続税上は相続財産扱いとなる場合があるので注意が必要。

2　共同相続の効力

（1）　相続人が数人あるときは，相続財産は，遺産分割の手続が終了するまでは，それらの者の共有に属する（民法 898 条）。

（2）　各共同相続人は，その相続分割合に応じて，被相続人の権利義務を承継する（民法 899 条）。

4　相続分

1　指定相続分

被相続人は，法定相続分にかかわらず，遺言で自由に共同相続人の相続分を定め，又はこれを第三者に委託することができる（民法 902 条 1 項）。これを指定相続分という。

なお，共同相続人のうちの一部の者の相続分について定めた場合は，他の定めのない相続人の相続分は，法定の割合による（民法 902 条 2 項）。

また，被相続人が相続開始時に有した債務の債権者は，遺言による相続分の指定がされた場合であっても，各共同相続人に対し，法定の相続分に応じてその権利を行使することができる。（民法第 902 条の 2）

2　法定相続分

遺言により指定相続分が示されていないときは，民法で定められた相続分（法定相続分）で分割することになる。法定相続分は，相続人の組合せによって次のように異なる。（民法 900 条）

なお，法定相続分の算出につき P52 の「法定相続分の算出」の表を参照。

（1）　配偶者と子が相続人の場合

配偶者が２分の１で，残りの２分の１を子が頭数で均等に分ける。

（2）　配偶者と直系尊属が相続人の場合

配偶者が３分の２で，残りの３分の１を直系尊属が頭数で均分する。

（３）　配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者が４分の３で，残りの４分の１を兄弟姉妹が頭数で均分する。ただし，父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は，父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の２分の１になる。

（４）　配偶者のみ，子のみ，直系尊属のみ，兄弟姉妹のみが相続人の場合

配偶者のみなら一人で全部を相続する。子，直系尊属，兄弟姉妹が数人あるときは，頭数で均分する。ただし，前述の父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分の規定が適用される。

３　代襲相続人の相続分

代襲相続人の相続分は，被代襲相続人の相続分と同様である（民法 901 条本文)。代襲相続人相互間の相続分は，各自の被代襲相続人の相続分につき，法定相続分による（民法 901 条ただし書)。

Ex.

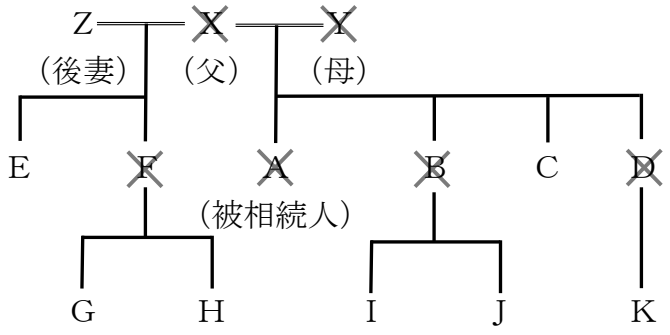

ＸＹＢＤＦがいずれも被相続人Ａより先に死亡していた場合，

C	４分の１
E	８分の１
G,H	１６分の１
I , J	８分の１
K	４分の１

の相続分となる。

４　特別受益者の相続分

特別受益とは，特定の相続人が，被相続人から婚姻，養子縁組，生計の資本のためなど，生前贈与や遺贈を受けた際の利益をいう。

共同相続人中にこれを受けたものがいる場合は，相続開始時の財産にその利益分を加えたものを相続財産とみなし，それを基準とした相続分から，受益額を差し引いた残額を特別受益者の相続分とする(民法 903 条)。これを「特別受益の持戻し」という。

（１）　特別受益の額が法定相続分と同じか，多い場合は，その特別受益者は，相続を受けられない（民法 903 条 2 項)。

（２）　被相続人が自らの意思で持戻しを免除する場合（遺言等）には，持戻し

はされない（民法 903 条 3 項）。

（３） 婚姻期間が 20 年以上の夫婦の一方である被相続人が，他の一方に対し，その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与したときは，持戻しをしない意思表示をしたものと推定される（民法 903 条 4 項）。

（４） 特別受益者になれる者

生前贈与等があった時点で，推定相続人であること。

cf．被代襲者は，代襲原因発生前に贈与等があった場合，その時点では代襲者は推定相続人ではないので，特別受益には含めない。代襲原因発生後に贈与等があった場合は推定相続人となっているため，特別受益に含める。

（５） 特別受益財産

① 遺 贈

その目的にかかわらず，包括遺贈・特定遺贈のいずれも含まれる。

② 婚姻・養子縁組のための贈与

婚姻・養子縁組の持参金・持参財産など。扶養の一部程度の金額。一般的な挙式費用などは該当しない。

③ 高等教育のための学資

大学以上の教育，留学の費用など。被相続人の生前生活状況に照らし，扶養の範囲内と認められる場合は該当しない。

④ 不動産・借地権

宅地・農地の贈与，借地権の承継で，名義変更料を支払っていたときは，借地権相当額からその名義変更料を差引く。借家権は，原則として承継，設定とも該当しない。

⑤ 動産，金銭，社員権，有価証券，金銭債

被相続人の生活状況からみて，小遣い，慰労金，礼金の範囲を超える高額で，相続分の前渡しとみなされれば，該当する。

⑥ 住居を無償で使用できることによる利益

相続人が被相続人と同居していない場合は，通常は使用貸借契約があるものと認められ，使用借権相当額の特別受益となる。同居していた場合は，家賃の支払を免れた利益はあるが，被相続人の財産は何らの減少もないので，特別受益には該当しない。

⑦ 生命保険金

生命保険金は原則として特別受益に該当しないが，相続人間の不公平が到底是認できないほどに著しいと評価すべき特段の事情がある場合には，特別受益に準じて扱う（最判平 16.10.29）。

（６） 評価基準時（民法 904 条）

原則：特別受益の評価基準時は，相続開始時である（最判昭 51.3.18)。
例外：①　目的財産が受贈者の行為によって滅失した場合，又は，
②　価額に増減があった場合
→　相続開始の当時なお現状のままであるとみなして定める。

（7）　持戻計算

特別受益を相続財産額に加算して「みなし相続財産」としたうえで（「持戻し」）各相続人の「一応の相続分」を計算し，そのうえで，特別受益を受けた相続人についてその特別受益額を一応の相続分から控除し，残額をもってこの特別受益者の具体的相続分とする。

5　寄与分がある場合の相続分

寄与分とは，共同相続人の中で被相続人の事業に関する労務の提供又は財産の給付，被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持または増加につき特別寄与をした者に認められる特別の取分である（民法 904 条の 2）。

（1）　手　続

寄与するサービスを金銭に換算するのが困難なため，相続人間で協議が調わない場合は,家庭裁判所が審判で定める(民法 904 条の 2 第 2 項)。ただし，寄与分の審判は，遺産分割の前提問題なので，遺産分割審判の申立てがされてなければできない。

（2）　寄与分の上限

寄与分は，相続財産の価額から遺贈の価額を引いた残額を超えることはできない（民法 904 条の 2 第 3 項）。

（3）　寄与分の種類

①　家業従事型　　相続人が被相続人の事業に無償で労務を提供
②　金銭等出資型　相続人が被相続人の事業の資金を提供
③　療養看護型　　相続人が被相続人を療養看護，身の回りの世話
④　扶養型　　相続人が被相続人を扶養
⑤　財産管理型　　相続人が被相続人の財産を管理して価値が増加

cf．上記の場合でも，「通常の寄与」ではなく，「特別の寄与」であることが必要である。例えば，①被相続人の事業に関し労務の提供をしていても相当の報酬を得ていた場合，②被相続人の事業に関し財産上の給付に際し借用証書を作成している場合，③被相続人に対する療養看護をしていても被相続人との身分関係に基づき通常期待される程度のものにとどまる場合などには，寄与分は認められにくい。

また，貢献をしていても被相続人の財産の維持又は増加が認められなければ，寄与分とはならない。

（４）　寄与分の算定

実際の適用は，家庭裁判所の合理的な裁量に委ねられており，具体的算定に当たっては，相続財産の維持又は増加に寄与した程度を客観的判断に加え，相続財産の額等一切の事情を考慮し，その額又は割合を定める。

【家業従事型の計算式一例】

寄与分額＝寄与相続人の受けるべき相続開始時の年間給付額 ×
（１－生活費控除割合）×寄与年数

（５）　寄与者の相続分の計算

①　（相続開始時の財産）－（寄与分）＝みなし相続財産

②　（みなし相続財産）×（各相続人の法定相続分）＝各人の仮相続額

③　（各人の仮相続額）＋（寄与分）＝寄与者の相続額

Ex．被相続人の子であるＡ・Ｂの２人，相続開始時の財産 7000 万円，Ａの寄与分 1000 万円

①　みなし相続財産　7000 万円－1000 万円＝6000 万円

②　各相続人の仮相続額　6000 万円×２分の１＝3000 万円

③　Ａの相続額　3000 万円＋1000 万円＝4000 万円
　　Ｂの相続額　3000 万円

6　特別寄与料（民法 1050 条）

従来の相続法では，相続人以外の被相続人の親族は，被相続人の介護等にどれだけ尽くしても「相続人ではない」という理由で，遺言書による遺贈がない限り相続財産を取得することはできなかった。

そこで，相続財産の公平な分配を期すため，介護等に尽くした親族（「特別寄与者」）が相続人に金銭を請求できるよう，平成 30 年改正により新設された制度である。

（１）　特別寄与者

相続人以外の被相続人の親族のうち，「被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした」者である。

親族とは，６親等内の血族，配偶者及び３親等内の姻族（民法 725 条）であるが，配偶者は必ず相続人となるので（民法 890 条），特別寄与者にはならない。

（２）　請求方法

まず，当事者間の協議によるが，それが調わない時は家庭裁判所に協議

に代わる処分を請求する。

（３）　除斥期間

相続の開始及び相続人を知った時から６箇月又は相続開始の時から１年以内に請求しなければならない。

（４）　請求金額の上限

相続財産から遺贈の額を控除した残額が上限となる。

５　遺産の分割

相続人が数人あるとき，相続財産は，遺産分割の手続きが行われるまでは，それらの者の共有の状態になる。（民法 898 条）

１　遺産の分割

遺産の分割は第一に，遺言による指定があればそれに従う（指定分割，民法908条）。遺言による指定がなければ，共同相続人の協議による（協議分割，民法907条1項），協議が調わないか協議することができないときは，第三に相続人の申立によって家庭裁判所による分割が行われる（審判分割，民法907条2項）。

（１）　遺産分割の基準

遺産の分割は，遺産に属する物又は権利の種類及び性質，各相続人の年齢，職業，心身の状態および生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。（民法 906 条）

Ex．農業を継承する者には農地を，会社を継承する者には株式を相続させるなど遺産の有効活用がされるよう配慮した分割をすること。

（２）　分割の実行

協議分割は，相続人全員及び遺言で指定されている包括受遺者の合意を必要とする。

なお、包括受遺者は分割協議の当事者であるが、特定受遺者は，遺言の効力発生と同時にその財産を取得するため，遺産分割の当事者ではない。

包括受遺者：「遺産の何分の１（ないし全部）を甲に与える」というように、遺産の全部又はその分数的割合を指定されるにとどまり、目的物が特定されていない受遺者。

①　分割方法

現物分割：遺産をあるがままのものでする分割方法

Ex.「土地は長男〇〇太郎，預金は長女△△花子」

代償分割：特定の相続人が財産を相続する代わりに，他の相続人に金銭などを与える分割方法

Ex.「すべての遺産（２億円）を長男〇〇太郎が相続し，その代わりに長男〇〇太郎が長女△△花子に代償金（１億円）を支払う」

換価分割：遺産をすべて換金し，相続人に金銭で分配する分割方法

Ex.「財産をすべて売却して，遺産のすべてを金銭に換えて，長男〇〇太郎と長女△△花子で半分ずつ相続する」

② 分割の禁止

被相続人は遺言で，相続の開始から５年を超えない期間を定めて，遺産の分割が禁止できる。（民法 908 条）禁止されて無い場合は，分割協議を相続開始後いつしても良い。

cf. 相続税の税額軽減の適用は，遺産分割が前提となるので，これを受けるには，申告時期までに遺産分割を確定しておく必要がある。

③ 分割の遡及効

遺産の分割は，相続開始のときにさかのぼって，その効力を生ずる。ただし第三者の権利を害することはできない。（民法 909 条）

なお、遺産から生じる果実は遺産とは別個の財産として扱われるので、元物を遺産分割により取得した者が遡って生じた果実すべてを取得できるわけではない（最判平 17.9.8）。

Ex. 遺産分割によりアパートを相続した者は，相続開始の時点以降遺産分割までの家賃収入をすべて得ることができるわけではない（既に発生している家賃は相続分により分割して各相続人が取得する）。

④ 相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の請求をしようとする場合において，他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは，価格のみによる支払いの請求権を有する。（民法 910 条）

（３）分割の基礎になる財産

被相続人の死亡時財産(債務を含む)＋特別受益分－寄与分

一部遺産につき早急に分割する必要がある場合（例えば被相続人の預貯金等から相続財産を支払う場合など）には、遺産の一部のみを分割対象として協議することも可能である。

（４）金銭債務の分割の可否

消極財産である金銭債務は遺産分割によって分配されるものではなく、

法定相続の割合で負担することになる。

共同相続人間の協議(調停)により，特定の相続人だけが遺産債務を引き受けるような合意が成立したとしても，債権者に対してはその同意がない限り他の相続人は免責とならない。ただし，そのような合意も相続人間では有効である。

cf．住宅ローン等の残債を特定の相続人が引き継ぐ場合などは，銀行等債権者の同意を得るように。

（５）遺産分割のやり直し

無効や取り消しの原因がなければ，原則として出来ないが，相続人全員の合意があれば，新たな遺産分割協議をできる。ただし，財産の移転は新たな贈与として，みなし税金がかかる事があるので注意をすること。

（６）分割後に遺言が出てきたとき

遺言の内容に反する部分は無効として，あらためて遺言に沿った分割をやり直す。

相続人全員が遺言書を無視する合意があれば，その合意が優先される。

２　胎児がいる場合の遺産分割

胎児は，相続については，既に生まれたものとみなされる。（民法 886 条 1 項)。

しかしながら，胎児は生きて生まれた時に，相続開始の時点に遡って相続人として扱われるという停止条件説によった判例があり（最判昭 7.10.6)，母親が胎児の代理人として遺産分割をできるわけではない。

かといって，胎児を除外した遺産分割は無効であるし，相続人自体が大きく変わることもあることから，結局のところ胎児が生まれるのを待って遺産分割を行うことになる。

３　遺産分割協議書の作成（P37～P42 参照）

遺産分割協議書とは，共同相続人間で協議を行って，その方法・相続分を決定し，後日の紛争を未然に防ぐこと，及び各相続人への所有権の移転を証明するために協議の結果を文書にしておくものである。不動産登記の原因証書，相続税の申告，銀行の預貯金の払い戻し，名義変更等に必要となる。

決まった書式はないが，各相続人がどの遺産を相続するかを明確に書いておく。相続人全員が合意した証として，各相続人の住所，氏名を記載し印鑑証明を受けた実印で押印する。

【作成手順】

①　相続人を確定する（P6「５　相続人の調査」，参照）

② 相続財産を確定する
遺産の評価は，協議をする時点での実勢価格とし，財産目録を作る。
③ 共同相続人全員が合意した分割案を基に作成する。

6 特別代理人の申請

1 未成年者

（1） 未成年者が法律行為をするには，原則として法定代理人の同意が必要であるため（民法 5 条 1 項），未成年者が遺産分割協議に参加し遺産の分割について決定するには，原則として法定代理人の同意が必要となる。

しかし，法定代理人には一次的には親権者がなるため（民法 818 条以下），親と子がともに共同相続人となる場合は，親とその子との利益が相反する。

そのため，親権を行う者は，その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない(民法 826 条)。

（2） ただし，以下の場合は利益相反行為とはいえず，特別代理人を選任は不要である。

・親が自ら事前に相続放棄をするか，相続放棄すると同時に子の全員について相続放棄する場合
・法定相続で分割する場合

2 成年後見人

（1） 被後見人が遺産分割協議に参加する必要がある場合は，後見人が代理する。

被後見人と後見人が共同相続人となり，両者の利害が相反する場合は，後見監督人が，被後見人を代理して遺産分割を行う。後見監督人が選任されていない場は，特別代理人の選任が必要である(民法 860 条)。

（2） 被保佐人の場合は，重要な財産上の行為について保佐人の同意のもとになされるわけであり(民法 13 条)，保佐人の同意が必要である。

被保佐人と保佐人が共同相続人となり両者の利害が相反する場合は，保佐監督人の同意が必要となる。保佐監督人が選任されていない場合は，臨時保佐人を選任し，その者の同意が必要である(民法 876 条の 2 第 3 項)。

（3） 被補助人の場合は，補助人に重要な財産上の行為について補助人の同

意権が付与されている場合は(民法 876 条の 9)，補助人の同意が必要である。

被補助人と補助人が共同相続人となり両者の利害が相反する場合は，補助監督人の同意が必要である。補助監督人が選任されていない場合は，臨時補助人を選任し，その者の同意が必要である(民法 876 条の 7 第 3 項)

7　相続人の不存在

1　相続人の不存在

被相続人が死亡し相続が開始したが相続人のあることが明らかでなく(相続人不存在)，遺言がないときは，その相続財産は法人となり（民法 951 条)，家庭裁判所は利害関係人または検察官の請求により財産管理人を選任し，かつその旨を遅滞なく公告しなければならない（民法 952 条)。

2　利害関係人

・相続債権者
・受遺者
・徴税のための国・地方公共団体
・特別縁故者としての分与審判申立人
・被相続人の死亡時に何らかの関わりを持っていたため，葬儀費用などの立替えをした人
・相続財産を事務管理している人
・福祉事務所長(昭 35 民事甲第 1459 号民事局長回答)

3　財産管理人

財産管理人は，相続財産法人の代表者で，相続財産の管理・清算等を行う（民法 952 条～957 条)。

4　相続人の存在が明らかにならない場合

特別縁故者へ財産が分与される(民法 958 条 3)。いかなる人が特別縁故者に該当するかは裁判所の裁量にかかっているが，一般的にその認定にあたっては，具体的・現実的に存在した被相続人との縁故の濃淡が判断基準になると考えられている。

特別縁故者の例：
・被相続人と生計を同じくしていた者
・被相続人の療養看護に努めた者
・その他被相続人と特別の縁故があった者

5　相続財産の国庫帰属

特別縁故者から財産分与の申立てがないか，または一部分与の審判があったときには，分与されなかった相続財産は国庫に帰属する(民法 959 条)。

6　相続人不存在の場合の手続き経過

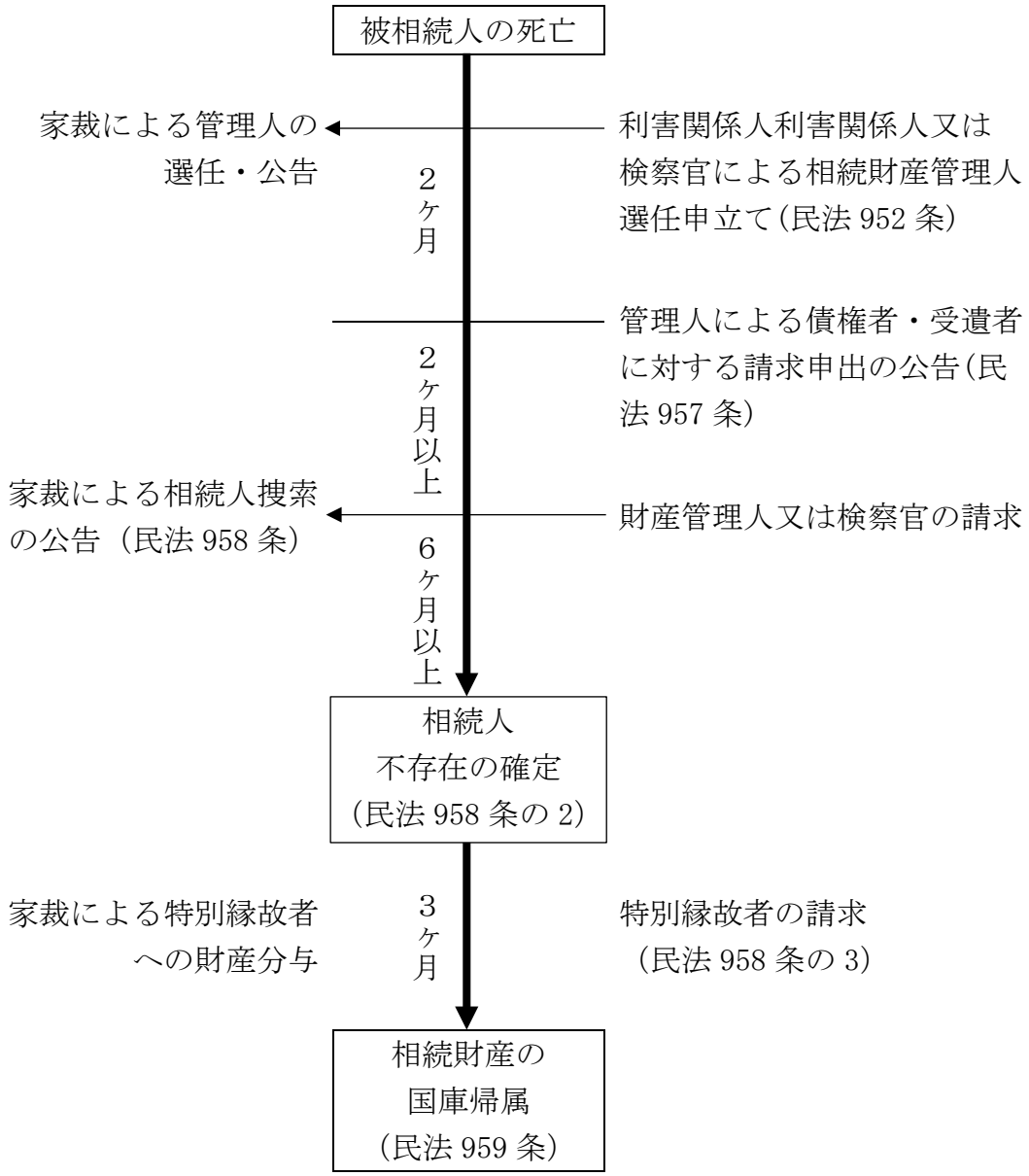

８　相続の承認・放棄

相続人は，自己のために相続の開始があったことを知った時から３ヶ月以内に，単純承認，限定承認，又は相続の放棄をする。（民法 915 条）

１　単純承認

被相続人のプラス財産もマイナス財産もすべて無条件，無制限に承継すること。（民法 920 条）

次の事由が生じた場合は，単純承認をしたとみなされる。（民法 921 条）

・単純承認の意思を表示した場合。

・自己のために相続の開始があったことを知ったときから熟慮期間（３ヶ月）以内に限定承認又は相続の放棄をしなかった場合。

・相続人が相続財産の全部又は一部について処分行為を行った場合。

・相続人が，限定承認又は相続の放棄をした後であっても，相続財産を隠したり，消費したり，相続財産目録にわざと偽りを記載した場合。

２　限定承認

被相続人の債務がどの程度あるか不明であり，財産が残る可能性もある場合等に，相続人がプラス相続財産の限度で被相続人の債務，遺贈の負担を受け継ぐこと。（民法 922 条）

（１）共同相続の場合の限定承認

複数の相続人がいる場合は，相続人全員が共同して限定承認をする（民法 923 条）。相続人の内のひとりが，単純承認を選択した場合には，限定承認はできない。

ただし，相続放棄をした者は，初めから相続人とならなかったものとみなされるので，その者以外の他の相続人全員が共同して限定承認の申述を行うことができる。

（２）家庭裁判所への申述

相続人が限定承認をするときは，３か月の熟慮期間中に財産目録を作成して家庭裁判所に提出し，限定承認する旨の申述をする（民法 924 条）。

ただし，相続財産の調査に手間がかかり，とても３ヶ月以内には把握できない場合は，家庭裁判所へ申出ることによって，期間の延長が可能である（民法 915 条 1 項）。

（３）相続財産の管理

限定承認をした相続人は，自分の財産を管理するのと同一の注意義務

をもって相続財産の管理する義務がある（民法 926 条）。

相続人が数人ある場合には，家庭裁判所が相続人の中から，相続財産の管理人を選任する。その者は相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の権限を有する。この財産を管理する相続人の職務や，権利・義務については，民法 926 条～935 条の規定が準用される（民法 936 条 1 項～3 項）。

（４）限定承認の公告

限定承認申立て後５日以内（相続財産の管理人を選任したときは選任後 10 日以内）に，一切の相続債権者（被相続人の有する債務についての債権者），受遺者に対し，２ヶ月以内に弁済請求の申し出をすべき旨を官報に公示しなければならない。

３　相続放棄

相続放棄とは，相続の開始後に相続人が，相続の効果を拒否する行為で，遺言によっても放棄を禁止することはできず，相続の放棄はどのような相続人に対しても制限はない。

（１）家庭裁判所への申述

相続の放棄をしようとする者は，相続の開始を知ったときから３か月間の熟慮期間中にその旨を家庭裁判所に，各人で申述する（民法 915 条，938 条）。

被相続人の住所地又は相続開始地を管轄する家庭裁判所に，申述者，被相続人の氏名・住所，被相続人との続柄，相続の開始を知った年月日および相続を放棄する旨を記載した書面を提出する。

家庭裁判所に対する申述の方式以外は，放棄の効力が発生しない。

cf. 相続の開始を知ったときから３ヶ月以内に必要な手続きをとれば，熟慮期間の伸長が可能な場合があり，一定の要件を満たせば，熟慮期間経過後に相続放棄が認められる場合がある。

（２）相続の放棄の効果

相続放棄をした相続人は，その相続に関しては，初めから相続人とならなかったとみなす（民法 939 条）。相続放棄をした相続人の直系卑属が代襲相続（民法 887 条 2 項）をすることはない。

cf. 第一順位の相続人全員が放棄をすると，第二順位の相続人に相続権利が移り，第二順位もすべて放棄すれば第三順位の者が相続人になるので，プラス財産，マイナス財産に係わらず，放棄することの影響を十分に考慮することが大切である。

遺産分割協議書で財産の相続をする意思がないことを証して実印を押しても，マイナスの財産が多かった場合は，法定相続分については

債務の負担義務が生じる。そのような懸念がある場合は，相続放棄を裁判所に申し立て，相続放棄申述受理証明書を受領していなければならない。

１．相続発生後の手続　チェックリスト

項　目	窓　口 期　限	必要書類等 備　考
□死亡届 □埋骨許可証（火葬証明書）交付申請	被相続人の本籍地、亡くなった場所の市区町村役所（役場）又は届出人の住所地の市区町村役所（役場）のいずれか **死亡届は死後７日以内**	死亡届（死亡診断書又は死体検案書添付） 死体火（埋）葬許可申請書 （納骨のとき寺院に提出する。）
葬祭費（埋葬料）の受給手続 □国民健康保険 □後期高齢者医療保険 □社会保険	・国保・後期高齢者医療保険は市区町村役所（役場） ・社保は勤務先、健康保険組合、全国健康保険協会	被相続人の保険証、会葬礼状、葬儀の領収書など 国保・後期高齢者医療保険は市区町村や後期高齢者広域連合の HP を、社保は勤務先や加入先に確認
□遺言書の検認 （法務局において保管されている自筆証書遺言、公正証書遺言を除く）	遺言者の住所地の家庭裁判所	①　遺言書検認申立書 ②　遺言者の出生から死亡までの全ての戸籍（除籍・改製原）謄本 ③　申立人・相続人全員の戸籍謄本 ④　遺言書の写し（遺言書が開封されている場合） ※事案によっては他にも必要
□遺言書保管事実証明書の交付の請求	全国全ての遺言書保管所（法務局又は地方法務局）に請求ができる （郵送での請求も可）	①　交付請求書 ②　遺言者の戸籍（除籍）謄本等 ③　請求者の住民票の写し ④　遺言者の相続人であることが確認できる戸籍謄本 ※請求者が法人や法定代理人の場合は必要書類が異なる
□年金受取りの裁定請求	年金事務所または街角の年金相談センター、国民年金のみの場合は住所地の市区町村役所（役場）	個々のケースにより、手続き、受給額が違うので、日本年金機構のホームページを参照。

□労災による死亡の補償・年金・一時金の受給手続	所轄労働基準監督署	業務上の傷病による死亡の場合、労災保険から支給される。
□被相続人の所得税の準確定申告書 （年の中途で死亡した人の場合は、相続人が、1月1日から死亡した日までの所得金額及び税額を計算して申告と納税をしなければならない。）	被相続人の住所地の税務署 （相続人が 2 人以上いる場合は、各相続人が連署により準確定申告書を提出する。又は、他の相続人の氏名を付記して各人が別々に提出し、他の相続人に申告した内容を通知する。） **相続の開始があったことを知った日の翌日から 4 か月以内。**	以下の条件に該当する場合申告要 ① ２ヵ所以上から給与を受けているか収入が２０００万円を超えている。 ② 給与所得や退職所得以外の所得が合計で２０万円以上ある。 ③ 給与の他に収入があった場合。 ④ 医療費控除がある場合。 医療費控除の対象となるのは、死亡の日までに支払った額で、死亡した時に入院していて、その入院費を死亡後に支払ったものは含めない。） ・社会保険料、生命保険料、損害保険料控除の対象は死亡の日までに支払った額。
□法定相続情報一覧図の保管及び一覧図の写しの交付の申出	以下の地の管轄登記所（法務局又は地方法務局） 被相続人の本籍地 被相続人の住所地 申出人の住所地 被相続人名義の不動産の所在地	① 被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本 ② 被相続人の住民票の除票の写し ③ 相続人全員の戸籍謄抄本 ④ 申出人の氏名・住所を確認することができる公的書類
□遺産分割協議書の作成		銀行預金、不動産登記など様々な相続財産手続きに必要。必要部数を準備する。

□未成年者の特別代理人選任	被相続人の住所地の家庭裁判所 遺産分割協議書作成時までに	① 特別代理人の選任申立書 ② 申立人・未成年者の戸籍謄本 ③ 特別代理人候補者の住民票の写し又は戸籍の附票の写し ④ 親権者又は未成年後見人の戸籍謄本 ⑤ 利益相反に関する資料 ⑥ 利害関係人からの申立ての場合）利害関係を証する資料 裁判所ホームページを参照
□限定承認の手続	被相続人の住所地の家庭裁判所 **相続開始を知った日から３ヶ月以内**	① 相続限定承認申述書（放棄した人以外の全員） ② 申述人全員の戸籍謄本（放棄した人は除く） ③ 被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本 ④ 被相続人の住民票の除票の写し又は戸籍の附票の写し ⑤ 財産目録 裁判所ホームページを参照
□相続放棄の手続き	被相続人の住所地の家庭裁判所 **相続開始を知った日から３ヶ月以内**	① 相続放棄申述書 ② 申述人の戸籍謄本 ③ 被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本 裁判所ホームページを参照
□失踪宣告審判の申し立て （相続人に７年以上行方不明者がいる場合）	失踪者の最後の住所地の家庭裁判所	① 失跡宣告審判申立書 ② 申立人の戸籍謄本 ③ 失跡者の戸籍謄本 ④ 捜査願等の失跡を証明する書類

□相続税の申告	被相続人の住所地の税務署 **死亡後 10 ヶ月以内**	遺産総額が基礎控除を上回るときは申告義務有り
□生命保険金の受給手続	生命保険会社	①　各保険会社所定の生命保険金請求書 ②　保険証券又は領収書最終分 ③　被相続人の除籍謄本 ④　死亡診断書 ⑤　受取人の戸籍謄本 ⑥　受取人の印鑑証明書 （各生命保険会社により、違いがあるので事前に要確認。
□銀行預貯金の名義書換又は預貯金の引き出し 死亡の連絡後は、預金は凍結される。 相続人等正当な権利者は、相続預金の残高証明書の発行、当該支店の名寄せを請求することができる。	各金融機関	①　各銀行所定の相続手続依頼書等 ②　被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本 ③　相続人全員の戸籍謄本 ※法定相続情報一覧図の写しの提出により②③が原則不要 ④　相続人全員・特別代理人（いる場合）の印鑑証明書 ⑤　遺言書、遺産分割協議書（作成されている場合） ⑥　未成年者・相続放棄をしたものがいるときはその審判書・受理証明書等 （他に被相続人名義の通帳・キャッシュカード、相続関係図・住民票の写しなど各金融機関によって違いがあるので事前に要確認。）
□非課税貯蓄の死亡届	各金融機関	預貯金を相続した人が改めて課税扱い、非課税扱いの申告をする

□クレジッドカード脱会届	クレジット会社	カード返却、未払金の精算をする。
□株式、社債、国債、投資信託等の名義変更	証券会社、信託銀行、銀行等　発行元窓口	株式は、取引口座の名義変更と株主名義の変更が必要である。電子化以前の死亡か以後かによっても手続きが違う。各証券会社ホームページなどを参照。国債については、財務省ホームページの「よくある質問」等を参照。
□ＮＨＫ、電気、ガス、水道等の名義変更（口座振替がある場合はその名義変更）	各請求先	各請求先のホームページを参照。
□借地、借家の契約書の名義書換	地主・家主	原則、相続人に名義書換料の支払義務はない。
□自動車の名義変更	相続人の住所地（使用の本拠の位置）を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所	単独での所有、共同所有 普通車、オートバイ各々手続きに違いがある。
□自賠責保険・任意保険の名義書換	損害保険会社	任意保険は、名義の変更ではなく新しい使用者が新規に加入の場合もある。
□自動車税の納税義務消滅の申告	都道府県税事務所	
□ゴルフ会員権の名義変更	所属ゴルフ場	名義変更料、新会員の条件がある場合もあり。

□不動産（土地・建物） 所有権移転登記	地方法務局（本支局・出張所）	① 所有権移転登記申請書 ② 相続証明書（遺言書、遺産分割協議書、法定相続等） ③ 相続人の戸籍謄本 ④ 被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本 ⑤ 相続人の住民票の写し ⑥ 固定資産評価証明書　等
□農地・山林の所有権移転登記	地方法務局（本支局・出張所）	① 所有権移転登記申請書 ② 相続人の戸籍謄本 ③ 被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本 ④ 相続人の住民票の写し ⑤ 固定資産税評価証明書 ⑥ 相続証明書　等
□農地所有権移転の農業委員会への届出	農地のある市町村の農業委員会 **おおむね 10 ヶ月以内**	① 農地法第３条の３第一項の規定による届出書 ② 土地を所有していた人の除籍謄本 ③ 土地の登記事項証明書（登記簿謄本） ④ 相続人のわかる戸籍謄本等
□取締役の退任、変更登記	会社、法務局 **死亡後 2 週間以内**	取締役死亡による退任の登記申請
□特許、商標等知的財産権の相続移転申請	特許庁	① 登録移転申請 ② 移転申請書 ③ 相続人の戸籍謄本 ④ 被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本
□貸付金・借入金の相続通知	債務者・借入先	金銭消費貸借契約書の訂正、又は債務確認をとる。
□バッチ、身分証明書、無料パス、資格証等の返却	勤務先、市区町村役所（役場）、 登録等発行元	
□運転免許証の返却	警察署（公安委員会）	更新手続きをしなければ自動消滅となるが、返却するのが義務。

２．被相続人に関するチェックリスト

確認事項	確認書類及び必要書類	交付される機関
本籍地	□被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本	本籍地の市区町村役所（役場）
最後の住所地	□死亡記載のある住民票の除票の写し □戸籍の附票（除票）の写し	住所地の市区町村役所（役場） 本籍地の市区町村役所（役場）
相続人の範囲	□被相続人の戸籍（除籍・改製原）謄本	本籍地の市区町村役所（役場）
遺言書の有無	□自筆遺言証書の場合には検認が必要 □法務局遺言書保管制度利用の場合 □公正証書遺言	遺言者の最後の住所地の家庭裁判所 全国の遺言書保管所において、遺言書の有無を調査 公正証書遺言は全国の公証人役場で有無の確認が可能
死因贈与の有無	□贈与契約書 □遺言書	
許認可に関わる仕事をしていた 資格を持っていたか	□許可書・業者票 □資格証･免状の確認	

相続財産の把握	□財産に関するチェックリストの項へ	

３．相続人に関するチェックリスト

確認事項	確認書類及び必要書類	交付される機関
相続人の確定 相続人の住所の確認	□各相続人の戸籍謄本 または抄本 □各相続人の住民票の写し （本籍・続柄・世帯主等の記載が有るもの）	本籍地の市区町村役所（役場） 住所地の市区町村役所（役場）
相続放棄をした者の有無 相続放棄を希望する者の有無	□相続放棄申述受理証明書、審判書 □相続放棄申述書	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所
相続欠格者の有無	□相続欠格事由（民法 891 条）の存否	
廃除者・認知された者の有無	□戸籍の記載または遺言書で確認	
成年後見人の有無	□成年後見登記事項証明書 遺産分割協議をするために後見人への連絡	東京法務局民事行政部後見登録課または全国の法務局・地方法務局の本局の戸籍課
未成年者の有無	□遺産分割協議をする場合は特別代理人を選任 □特別代理人選任の審判の証明書	未成年者の住所地の家庭裁判所
不在者の有無	□遺産分割協議をする場合は不在者財産管理人選任および権限外行為許可の申立	不在者の従来の住所地の家庭裁判所
特別受益者・寄与者の有無	□贈与契約書等 □寄与分を確認できるもの	
遺産分割協議書を作成するか	□遺産分割協議書 □相続人全員の印鑑証明書	住所地の市区町村役所（役場）

４．相続財産に関するチェックリスト

確認事項	確認書類及び必要書類	交付される機関 備　考
土地・建物等	□権利証（登記済証/登記識別情報） □登記事項証明書（登記簿謄本） □名寄帳又は納税通知書の課税明細書 （登記されていない所有地、建物を確認するため） □固定資産税評価額証明書 □公図、地積測量図、建物図面及び各階平面図の写し	法務局 名寄帳は所在地の市区町村役所（役場） 所在地の市区町村役所（役場） 法務局
建築中の家屋・構築物の有無	□請負契約書・領収書	
賃貸借している土地・家屋の有無	□土地・建物の賃貸借契約書 □借地権の使用貸借確認書	
山林・生産緑地	□森林施業図、森林情報共有システム	森林組合等 所在地の市区町村役所（役場）
農用地の有無	□農用地証明書等 □農業委員会への届出書	所在地の市区町村役所（役場）
現金 預貯金 金銭信託	□預貯金残高証明書 □預貯金通帳、定期預金証書 □金融機関支店単位で名寄せ照会 □金銭信託の残高証明書	取扱金融機関
有価証券の有無	□株券・出資証券 □割引債・国債 □貸付信託 □取引残高報告書 □金融機関への照会	証券会社、信託銀行

上場されてない株式 の有無	□当該会社の決算書、法人税確定申告書（直前事業年度分）	
単元未満株式の有無	□株式等の取引残高報告書 □配当金支払通知書	
生命保険金（死亡保険金） の有無	□保険証券（契約者は誰か、受取人は誰か確認） □通帳引き落とし欄 □確定申告書（控）	取扱保険会社
被相続人が契約者の 生命保険・損害保険契約の有無	□保険証券 □通帳引き落とし欄 □確定申告書（控）	取扱保険会社
退職金の有無	□退職金支払調書、支払計算書	勤務先
未収金の有無 役員報酬、給与、賞与、 地代、家賃 年金	 □死亡後の給与明細 □賃貸借契約書、通帳 領収書（控） □年金手帳、入金口座 通帳	
貸付金、売掛金 前払金の有無	□金銭消費貸借契約書 □借用証書 □法人税確定申告書	
特許権・著作権等	□権利を証するもの	特許庁
ゴルフ会員権等	□会員証	
自動車	□現物、車検証	
貴金属・書画骨董	□現物 □鑑定書	

５．債務・葬儀費用に関するチェックリスト

確認事項	確認書類	交付される機関他
借入金の有無	□金銭消費貸借契約書 □借入金の残高証明書 □借用書 □公正証書	各金融機関
未払金の有無 未納公租公課の有無	□売買契約書、請求書 □医療費領収書 □納付書、納税通知書 所得税・消費税の準確定申告書	
ローン残高	□購入契約書 □ローン明細書	
預り保証金･敷金の有無	賃貸借契約書等	
葬儀費用他	葬儀費用の明細書 領収書 寺社等への支払メモ	

被相続人　甲山Ａ男　相続関係説明図

死亡 昭和〇年〇月〇日
甲　山　　Ｂ　男

死亡 昭和〇年〇月〇日
甲　山　　Ｃ　子

死亡 昭和〇年〇月〇日
甲　山　Ｄ　男

住所　広島市〇〇区〇〇１丁目〇〇番〇号
出生　昭和〇年〇月〇日
（相続人）丁　村　Ｋ　子

住所　横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地〇
出生　昭和〇年〇月〇日
（相続人）戊　本　Ｌ　子

死亡 昭和〇年〇月〇日
甲　山　Ｍ　男

死亡 昭和〇年〇月〇日
乙　川　Ｅ　男

住所　大田区〇〇３丁目〇〇番〇号
出生　昭和〇年〇月〇日
（相続人）乙　川　Ｎ　男

死亡 昭和〇年〇月〇日
乙　川　Ｆ　美

死亡 令和〇年〇月〇日
甲　山　Ｇ　男

住所　横浜市〇〇区〇〇４丁目〇番〇号
出生　昭和〇年〇月〇日
（相続人）甲　山　Ｏ　男

住所　さいたま市〇〇区〇〇１丁目
〇〇番〇ー５０３号
出生　昭和〇年〇月〇日
（相続人）己　井　Ｐ　子

住所　横浜市〇〇区〇〇２丁目〇番〇号
出生　昭和〇年〇月〇日
（相続人）丙　田　Ｈ　子

住所　横浜市〇〇区〇〇２丁目〇〇番〇号
出生　昭和〇年〇月〇日
死亡　令和〇年〇月〇日
（被相続人）甲　山　Ａ　男

住所　横浜市〇〇区〇〇５丁目〇番〇号
出生　昭和〇年〇月〇日
（相続人）甲　山　Ｉ　男

住所　相模原市〇〇区〇〇１丁目〇〇番〇〇号
出生　昭和〇年〇月〇日
（相続人）甲　山　Ｊ　男

遺 産 目 録（土地）

番号	所　在	地 番	地 目	面　積 （㎡／坪）		備　考
1	横浜市港北区 上田町〇丁目	７７〇番１	宅　地	70.50	㎡	
2	以下余白					
3						

遺 産 目 録（建物）

番号	所　在	家屋記号	種類	構造	床 面 積 （㎡／坪） 階部分		備 考
1	横浜市港北区上田町 〇丁目７７〇番地１	７７〇番１	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	50.42	㎡	
2	以下余白						
3							

遺 産 目 録（預貯金）

番号	金融機関名	種類	口座番号	金額（円）	備考
1	〇〇〇銀行　〇〇支店	普通預金	１３８４〇〇〇	1,009,431	
2	〇〇〇銀行　〇〇支店	定期預金	３５６６〇〇〇	3,502,267	
3	〇〇〇銀行	通常貯金	３０〇〇〇－ ８８４２３〇〇〇	12,321,059	

遺 産 目 録（保険・その他）

単位：円

番号	品　目	単位	数 量（金額）	備　考
1	金	２４２０ グラム		
2	白　金	１２０ グラム		
3	自動車 自動車登録番号： 横浜○○　に　９１０○ 車名：○○タ 車台番号： ＧＤ８Ｐ－１２７○○○ 型式：Ｅ－ＧＤ○○	１台		
4	ゴルフ会員権 銘柄： ○○カントリー倶楽部 種類：個人正会員 会員番号：Ｕ０１○○ 名義人：甲山Ａ男		預託金額　　金１００万円	
5	家財道具一式 財産目録（建物）１内にある家財道具一式			
6	以下余白			
7				
8				

・捨て印は押してはいけない。
・協議書の用紙が複数枚にわたる場合は，相続人全員の実印で契印をする。

遺　産　分　割　協　議　書

・相続人が多数、集まる機会が少ない、居住地がバラバラ等の場合は、「遺産分割協議証明書」として１人１人に同内容の書面を送付し、署名・押印後回収する方法を採用しても良い。その場合は送付の前に電話等の念入りな連絡・内容の確認が必要である。

被相続人　甲　山　　Ａ　男
相続人　丙　田　　Ｈ　子
相続人　甲　山　　Ｉ　男
相続人　甲　山　　Ｊ　男
相続人　丁　村　　Ｋ　子
相続人　戊　本　　Ｌ　子
相続人　乙　川　　Ｎ　男
相続人　甲　山　　Ｏ　男
相続人　己　井　　Ｐ　子

令和〇年〇月〇日被相続人甲山Ａ男の死亡により開始した同人の相続につき，上記８名の相続人らは遺産分割の協議をし，本日，下記のとおり遺産分割協議が成立した。

第１条（不動産）

１　被相続人甲山Ａ男の相続財産たる不動産は，下記のとおりである。

⑴　土　地

不動産番号　　０２２４０００００１２〇〇〇
所　　在　　横浜市港北区上田町〇丁目
地　　番　　７７〇番１
地　　目　　宅　地
地　　積　　７０．５０平方メートル

⑵　建　物

不動産番号　　０２２４０００００７４〇〇〇
所　　在　　横浜市港北区上田町〇丁目７７〇番地１
家屋番号　　７７〇番１
種　　類　　居　宅
構　　造　　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積　　５４．４２平方メートル

・不動産は登記事項全部証明書（登記簿謄本）のとおりに記載する。
私道の持分や、古いマンション等で土地の持分が敷地権ではない場合の土地の把握、持分の割合、専有部分とは別棟の共有建物の存在などに注意が必要である。

２　前項に掲げる不動産は，これらをいずれも相続人甲山Ｉ男が取得する。

第２条（有価証券）

１　被相続人甲山Ａ男の相続財産たる有価証券は，下記のとおりである。

⑴　株　式

①　銘　柄　　株式会社〇〇〇

名義人　　甲　山　　Ａ　男
株式数　　２００株
②　銘　柄　　○○○自動車株式会社
名義人　　甲　山　　Ａ　男
株式数　　１００株

⑵　投資信託

①　銘　　柄　　○○○外貨MMＦ（ＵＳMMＦ：ＧＸ１）
名 義 人　　甲　山　　Ａ　男
金融機関　　○○証券　横浜支店
口座番号　　２２－１１１○○○
数　　量　　２０万４６５２口（１口＝１米セント）
価　　額　　金２０万３２８２円
算定基準日　被相続人の死亡時点

②　銘　　柄　　○○MRＦ（MRコース）
名 義 人　　甲　山　　Ａ　男
金融機関　　○○証券　横浜支店
口座番号　　２２－１１１○○○
数　　量　　２万４６３０口（１口＝１円）
価　　額　　金２万４６３０円
算定基準日　被相続人の死亡時点

・有価証券（特に投資信託）の価値は、遺産分割協議中にも日々変動している。遺産分割協議を合意した時点と、実際に遺産分割が行われる時点では、価値が大きく異なることがあり紛争の原因にもなりうる。そのため、価額を表示する場合は算定基準日を明示しておくとよい。

⑶　国　債

①　銘　　柄　　個人利付（１０年）第１０回
金融機関　　○○○銀行
名 義 人　　甲　山　　Ａ　男
記　　号　　８０○○○
番　　号　　８０９７４３○○○－０３００
額面金額　　金１０００万円

２　前項に掲げる有価証券は，これを相続人甲山Ｉ男が取得する。

第３条（預貯金）

１　被相続人甲山Ａ男の相続財産たる預貯金は，下記のとおりである。

⑴　預　金

①　普通預金
名 義 人　　甲　山　　Ａ　男
金融機関　　○○○銀行　○○支店
口座番号　　１３８４○○○
金　　額　　金１００万９４３１円

・預貯金は，銀行名，支店名，預金の種類，口座番号を記載する。
・金額を記載する場合は，死亡時点の利子まで含め，確定したものを記載する。

②　定期預金

名 義 人　　甲　山　　Ａ　男
金融機関　　○○○銀行　○○支店
口座番号　　３５６６○○○
金　　額　　金３５０万２２６７円

⑶　貯　金

①　通常貯金

名 義 人　　甲　山　　Ａ　男
金融機関　　○○○銀行
記　　号　　３０○○○
番　　号　　８８４２３○○○
金　　額　　金１２３２万１０５９円

２　前項に掲げる預貯金は，これらを下記相続人が次の割合で取得する。

相続人 丁村Ｋ子　５分の１
相続人 戊本Ｌ子　５分の１
相続人 乙川Ｎ男　５分の１
相続人 甲山Ｏ男　５分の１
相続人 己井Ｐ子　５分の１

第４条（その他の財産）

１　被相続人甲山Ａ男の相続財産たるその他の財産は，下記のとおりである。

⑴　貴金属属

①　種　類　　金
　　数　量　　２４２０グラム

②　種　類　　白　金
　　数　量　　１２０グラム

⑵ 自動車

所有者の氏名　　甲　山　　Ａ　男
自動車登録番号　　横浜　○○　に　９１０○
車　　名　　○○タ
車 台 番 号　　ＧＤ８Ｐ－１２７○○○
型　　式　　Ｅ－ＧＤ○○

⑶ゴルフ会員権

銘　　柄　　○○カントリー倶楽部
種　　類　　個人正会員
会員番号　　Ｕ０１○○
名 義 人　　甲　山　　Ａ　男
預託金額　　金１００万円

⑷　家財道具一式

第１条（２）の建物内にある家財道具一式

２　前項に掲げるその他の財産は，これらをいずれも相続人甲山Ｉ男が取得する。

第５条（相続債務の処理）

１　被相続人甲山Ａ男の相続債務は，下記のとおりである。

⑴　葬式費用　金２２５万２７０５円

内訳

①　お布施（支払先：〇〇寺）
　　金５０万円

②　戒名料（支払先：〇〇寺）
　　金２０万円

③　葬式費用（支払先：〇〇葬祭株式会社）
　　金１０８万７７５０円

④　搬送代（支払先：〇〇〇寝台株式会社）
　　金３万３０００円

⑤　食事代（支払先：株式会社〇〇料理店）
　　金３５万４８１０円

⑥　席料・菓子料・飲物料（支払先：〇〇〇会堂）
　　金３万４１４５円

⑦　謝礼金

ア　〇〇寝台株式会社
　　金３０００円

イ　〇〇葬祭株式会社
　　金２万円

ウ　霊柩車運転手
　　金５０００円

エ　ハイヤー運転手
　　金３０００円

オ　マイクロバス運転手
　　金３０００円

カ　火葬場火夫（３人分）（支払先：〇〇〇火葬場）
　　金９０００円

⑵　入院治療費等　（支払先：〇〇総合病院）
　　金２２万１０５０円

２　前項に掲げる相続債務は，これらをいずれも相続人甲山Ｉ男が負担する。

第６条（新たに発見された相続財産）

本遺産分割協議書に記載のない相続財産（積極財産及び消極財産）が存在し，又

・資産の取得者だけでなく，債務の承継及びその範囲についても記載する。

・作成した協議書を元に相続手続きを受任した際は、協議書の財産の記載とは別に、財産目録を作成し、香典料の受領額、相続債務の支払い等も含め収支が一目でわかるようにする。

は今後新たに発見されたときは，各相続人間で協議のうえ，取得又は負担するものとする。

第７条（確認事項）

各相続人は，相続財産に関して下記の点を確認し，合意する。

⑴　不動産を取得した相続人は，相続開始後，当該不動産の公租公課及び管理・修繕等に要する費用を負担する義務がある。

⑵　各相続人は，本遺産分割協議書に定める取得者に名義変更ができるよう互いに協力するものとする。なお，名義変更に要する費用は，当該相続財産の取得者の負担とする。

・銀行等の名義変更の際に相続人全員の押印，印鑑証明書を求められることがあるので，各相続人の名義変更の際には互いに協力をする旨の記載をしておくとよい。

第８条（代償金）

相続人甲山Ｃ男は，その取得した相続財産の代償として，下記各相続人に対し，下記の各代償金を支払うものとする。

相続人　甲山Ｊ男
　　金１０００万円
相続人　丙田Ｈ子
　　金１０００万円
相続人　丁村Ｋ子
　　金２００万円
相続人　戊本Ｌ子
　　金２００万円
相続人　乙川Ｎ男
　　金２００万円
相続人　甲山Ｏ男
　　金２００万円
相続人　己井Ｐ子
　　金２００万円

第９条（祭祀の承継）

相続人甲山Ａ男が主宰してきた甲山家の祭祀は，相続人甲山Ｉ男が承継するものとする。

第 10 条（その他）

本遺産分割協議書に定めのない事項は，各相続人間で平穏に協議して円満に解決するものとする。

・協議の対象以外に残余の財産があった場合にも備えておく。

以上のとおり被相続人甲山Ａ男の相続に係る遺産分割協議が成立したことを証

するため，本遺産分割協議書８通を作成し，各自１通宛保有する。

令和〇年１月〇〇日

被相続人甲山Ａ男

相続人　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

相続人　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

相続人　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

相続人　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

相続人　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

相続人　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

相続人　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

相続人　住所

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

・氏名は，後日の紛争を防ぐため，自署が望ましい。

・相続人全員が，実印で押印をし，その印鑑証明書も添付する。

・押印された印鑑が印鑑証明書と同じものであるか必ず確認をする。

・被相続人及び相続人の住所の記載は，直近の住民票の写しや印鑑証明書のとおりに記載する。

・分割協議に参加している人数分を作成し，各自が所持する。

行政書士業務委託契約書

委託者○○○○（甲）、受託者○○○○（乙）は甲乙間において下記の通り行政書士業務委託契約を締結する。

第１条　甲は乙に下記業務を委託し、乙はこれを受託する。

一　○○○○（生年月日○年○月○日、死亡年月日○年○月○日）を被相続人とする遺産分割協議書の作成。

二　前号の遺産分割協議書の作成に際し必要となる書類の交付申請、受領に関する一切の権。

第２条　乙は甲の承諾を得て他の行政書士と共同して業務を処理し、あるいは弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、土地家屋調査士、社会保険労務士等に、関連する業務を処理又は補助させることができる。

第３条　甲は業務の処理に関し乙に協力し、乙は誠実に業務を処理するものとする。

第４条　本件業務の報酬を金○○○○円とし、甲は乙に下記のとおり支払う。

着手金　金○○○○円（本件契約締結後○日以内）

残　金　金○○○○円（本件契約締結後○日以内）

２　甲は、業務の処理に関して生じた書類取得費、郵送費、交通費その等必要経費の実費額を乙の請求後○日以内に乙に支払う。

第５条　甲は、業務が終了したときは、直ちに報酬として金○○○○円を乙に支払う。

２　乙はこの報酬を請求する時は、その計算書を甲に交付するものとする。

第６条　甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、又は著しい不信行為をしたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

２　前項によりこの契約が解除されたとき、又は本契約にもとづく業務の処理が中途で終了したときは、甲及び乙は遅滞なく債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

３　前項の場合には、甲及び乙は、乙の処理の程度に応じて清算を行うこととし、処理の程度についての甲及び乙の協議結果にもとづき、報酬の全部もしくは一部の返還または支払いを行うものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によって本業務の履行をすることができなくなったときには、この限りではない。

以上の合意の成立を証するため、この契約書２通を作成し各自１通を所持する。

令和○年○月○日

甲　住所

氏名　　印

乙　住所

氏名　　印

相続財産の評価

種類	分類	評価のめやす	参考資料
土地	宅地	路線価方式 倍率方式 ※小規模宅地等に該当すれば評価減あり	税務署、国税庁HP 固定資産評価証明書
	農地山林	税務署で確認	
	借地 貸地	概算で借地権が更地の6～7割 貸地の評価は借地権分を引いたもの	税務署、国税庁HP
家屋	家屋	固定資産税評価額	固定資産評価証明書
	貸家	固定資産税評価額×（1－借家権割合）	
有価証券	上場株式	原則として相続開始日の終値、その月の終値の月平均額、その前月の終値の月平均額、前々月の終値の月平均額　のうち、最も低い価額を評価額とする。	日本証券新聞等
	取引相場のない株式	会社の規模等による計算方法	法人税申告書 決算書
預貯金	普通 当座 定期など	相続があった日の残高	通帳、残高証明書
書画・骨とう 宝石等		古物商、貴金属商等の精通者が市場価格を調査し、評価	
貸付金		相続があった日の残高	契約書
ゴルフ会員権	預託金 株式	取引相場×70％ （預託金、株主条件等がある場合は別計算）	会員権相場表
自動車		売買実例価額、精通者意見等を参考に市場価額で評価 （上記明らかでない場合　新品小売価額－経過年数に応ずる償却額）	車検証 ディーラーＨＰ等

法定相続分の算出

配偶者

相続人	法　定　相　続　分	
	【昭和 56 年 1 月 1 日～現在】	【昭和 23 年 1 月 1 日～昭和 55 年 12 月 31 日】
配偶者のみ	全　部	全　部
配偶者と子	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{3}$
配偶者と直系尊属	$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{2}$
配偶者と兄弟姉妹	$\frac{3}{4}$	$\frac{2}{3}$

子

相続人		法　定　相　続　分	
		【平成 13 年 7 月 1 日～現在】※1	【昭和 23 年 1 月 1 日～平成 13 年 6 月 30 日】
子のみ	嫡出子又は非嫡出子のみ	$\frac{1}{\text{子の数}}$	$\frac{1}{\text{子の数}}$
	嫡出子と非嫡出子		嫡出子＝ $\frac{2}{2\times\text{嫡出子数}+\text{非嫡出子数}}$ 嫡出でない子＝ $\frac{1}{2\times\text{嫡出子数}+\text{非嫡出子数}}$

※1　平成 25 年 9 月 4 日の最高裁大法廷の違憲決定を受けて、同年 12 月 4 日に非嫡出子の相続分を半額とする民法 900 条 4 号但書の規定が改正された。最高裁は遅くとも平成 13 年 7 月当時においては違憲であったと判断したため、それ以降に開始された相続では嫡出子と非嫡出子は平等に扱われる。ただし、平成 13 年 7 月から本決定までの間に開始された相続につき、従前の規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他合意等により確定的なものとなった法律関係には影響を及ぼさない。

相続人		法　定　相　続　分		
		【平成 13 年 7 月 1 日～現在】	【昭和 56 年 1 月 1 日～平成 13 年 6 月 30 日】	【昭和 23 年 1 月 1 日～昭和 55 年 12 月 31 日】
子と配偶者	嫡出子又は非嫡出子のみと配偶者	$\frac{1}{\text{子の数}}\times\frac{1}{2}$		$\frac{1}{\text{子の数}}\times\frac{2}{3}$
	嫡出子と非嫡出子と配偶者	$\frac{1}{\text{子の数}}\times\frac{1}{2}$	嫡出子＝ $\frac{2}{2\times\text{嫡出子}+\text{非嫡出子}}\times\frac{1}{2}$ 嫡出でない子＝ $\frac{1}{2\times\text{嫡出子}+\text{非嫡出子}}\times\frac{1}{2}$	嫡出子＝ $\frac{2}{2\times\text{嫡出子}+\text{非嫡出子}}\times\frac{2}{3}$ 嫡出でない子＝ $\frac{1}{2\times\text{嫡出子}+\text{非嫡出子}}\times\frac{2}{3}$

直系尊属

相続人	法　定　相　続　分
直系尊属のみ　※1	$\frac{1}{\text{直系尊属数}}$

※1　親等数が近い直系尊属のみが相続する（親がいる場合、祖父母は相続できない）。
被相続人が養子の場合、実親と養親は共に同親等数の直系尊属で、均等割りとなる。

相続人	法　定　相　続　分	
	【昭和 56 年 1 月 1 日～現在】	【昭和 23 年 1 月 1 日～昭和 55 年 12 月 31 日】
直系尊属と配偶者	$\frac{1}{\text{直系尊属数}}\times\frac{1}{3}$	$\frac{1}{\text{直系尊属数}}\times\frac{1}{2}$

兄弟姉妹

相続人		法　定　相　続　分
兄弟姉妹のみ	全血の兄弟姉妹のみ又は半血の兄弟姉妹のみ	$\frac{1}{\text{兄弟姉妹数}}$
	全血と半血の兄弟姉妹　※1	全血兄弟姉妹＝ $\frac{2}{2\times\text{全血者数}+\text{半血者数}}$ 半血兄弟姉妹＝ $\frac{1}{2\times\text{全血者数}+\text{半血者数}}$

※1　応急措置法時代（昭和 22 年 5 月 3 日～昭和 22 年 12 月 31 日）は、全血と半血の兄弟姉妹の相続分は等しかった。

相続人		法　定　相　続　分	
		【昭和 56 年 1 月 1 日～現在】	【昭和 23 年 1 月 1 日～昭和 55 年 12 月 31 日】
兄弟姉妹と配偶者	全血の兄弟姉妹のみ又は半血の兄弟姉妹のみと配偶者	$\frac{1}{\text{兄弟姉妹数}}\times\frac{1}{4}$	$\frac{1}{\text{兄弟姉妹数}}\times\frac{1}{3}$
	全血と半血の兄弟姉妹と配偶者	全血兄弟姉妹＝ $\frac{2}{2\times\text{全血者数}+\text{半血者数}}\times\frac{1}{4}$ 半血兄弟姉妹＝ $\frac{1}{2\times\text{全血者数}+\text{半血者数}}\times\frac{1}{4}$	全血兄弟姉妹＝ $\frac{2}{2\times\text{全血者数}+\text{半血者数}}\times\frac{1}{3}$ 半血兄弟姉妹＝ $\frac{1}{2\times\text{全血者数}+\text{半血者数}}\times\frac{1}{3}$

相続開始時期による適用法令の違い

適用法令		現行民法	現行民法（改正前）	応急措置法	旧民法 家督相続※1	旧民法 遺産相続※1
死亡した時期		昭和 56 年 1 月 1 日 ～ 現在	昭和 23 年 1 月 1 日 ～ 昭和 55 年 12 月 31 日	昭和 22 年 5 月 3 日 ～ 昭和 22 年 12 月 31 日	明治 31 年 7 月 16 日 ～ 昭和 22 年 5 月 2 日	
配偶者		常に相続人となる　民法 890 条、応措法 8 条Ⅱ			―	
相続順位	第一順位	子 $\frac{1}{2}$ 民法 900 条①	子 $\frac{2}{3}$ ※3 民法 900 条①	直系卑属 $\frac{2}{3}$ 応措法 8 条Ⅱ①	法定家督相続人 旧民 970 条	直系卑属 旧民 994 条
	第二順位	直系尊属 $\frac{1}{3}$ 民法 900 条②	直系尊属 $\frac{1}{2}$ 民法 900 条②	直系尊属 $\frac{1}{2}$ 応措法 8 条Ⅱ②	指定家督相続人 旧民 979 条Ⅰ①	配偶者 旧民 996 条Ⅰ①
	第三順位	兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$ 民法 900 条③	兄弟姉妹 $\frac{1}{3}$ ※4 民法 900 条③	兄弟姉妹 $\frac{1}{3}$ ※2 応措法 8 条Ⅱ③	第一種選定家督相続人 旧民 982 条	直系尊属 旧民 996 条Ⅰ②
	それ以降				直系尊属 旧民 984 条	戸主 旧民 996 条Ⅰ③
					第二種選定家督相続人 旧民 985 条	
遺留分		直系尊属のみ $\frac{1}{3}$ その他 $\frac{1}{2}$ 兄弟姉妹 なし 民法 1028 条	直系卑属のみ $\frac{1}{2}$ 子と配偶者 $\frac{1}{2}$ その他 $\frac{1}{3}$ 兄弟姉妹 なし 民法 1028 条	直系卑属のみ $\frac{1}{2}$ 直系卑属と配偶者 $\frac{1}{2}$ その他 $\frac{1}{3}$ 兄弟姉妹 なし 応措法 9 条	法定家督相続人 $\frac{1}{2}$ その他 $\frac{1}{3}$ 旧民 1130 条	直系卑属 $\frac{1}{2}$ 配偶者・直系尊属 $\frac{1}{3}$ 旧民 1131 条

※1 旧民法における相続

戸主の相続の「家督相続」と、戸主以外の方の相続の「遺産相続」の２つがあった。

「家督相続」が開始すると（隠居や国籍喪失等でも開始）、前戸主が有していた戸主の地位に基づく身分上・財産上の権利義務のすべて（ただし、前戸主の一身に専属するものは除く。また、留保財産の特例あり。）を、一人の家督相続人が承継した（なお、法定家督相続人が家督相続を放棄することは認められていなかった）。

「遺産相続」では（開始原因は死亡のみ）、同順位の者がいれば共同相続とされていた。

旧民法における親子関係

先妻の子と後妻が家を同じくする場合、実の親子と同じ親族関係が認められる（継親子）。

婚姻外の子が、認知されて父の家に入ると父の妻との間に、実の親子と同じ親族関係が認められる（嫡母庶子）。

※２　応急措置法時代は、兄弟姉妹の直系卑属による代襲相続は認められていなかった。
また、半血の兄弟姉妹の相続分は半分とされていなかった。

※３　昭和 37 年に「直系卑属」から「子」と改正された。しかし、同時に孫以下の直系卑属が代襲相続人になることが明確化されたので、改正の前後で取り扱いに変化はない。

※４　改正前民法では、兄弟姉妹の直系卑属による代襲相続は制限がなく、子に留まらず直系卑属に代襲していく。

377 議事録作成 〈前回:245〉

回答者	5千円未満	5千円～1万円未満	1万円～1.5万円未満	1.5万円～2万円未満	2万円～2.5万円未満	2.5万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
363	5	46	110	34	62	84	22	21,675	1,100	310,596	10,000
100.0%	1.4%	12.7%	30.3%	9.4%	17.1%	23.1%	6.1%				62件

378 自賠責保険請求 〈前回:252〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
23	2	6	3	1	1	4	4	2	106,339	3,000	330,000	30,000
100.0%	8.7%	26.1%	13.0%	4.3%	4.3%	17.4%	17.4%	8.7%				4件

379 マンション管理規約作成 〈前回:253〉

回答者	5万円未満	5万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円～25万円未満	25万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値	
13	2	6	1	2	0	1	1	134,462	33,000	600,000	50,000	165,000
100.0%	15.4%	46.2%	7.7%	15.4%	0.0%	7.7%	7.7%				2件	2件

380 遺言書の起案及び作成指導 〈前回:254〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
399	40	81	107	40	33	87	5	6	68,727	3,000	550,000	50,000
100.0%	10.0%	20.3%	26.8%	10.0%	8.3%	21.8%	1.3%	1.5%				54件

381 遺産分割協議書の作成 〈前回:255〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
627	79	175	177	42	31	87	17	19	68,325	3,000	1,180,000	50,000
100.0%	12.6%	27.9%	28.2%	6.7%	4.9%	13.9%	2.7%	3.0%				89件

382 相続人及び相続財産の調査 〈前回:256〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
401	40	138	117	26	21	38	12	9	63,747	1,100	1,630,000	50,000
100.0%	10.0%	34.4%	29.2%	6.5%	5.2%	9.5%	3.0%	2.2%				54件

383 相続分なきことの証明書作成 〈前回:257〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
57	13	17	10	4	1	12	38,405	3,850	632,111	10,000
100.0%	22.8%	29.8%	17.5%	7.0%	1.8%	21.1%				8件

384 遺言執行手続 〈前回:258〉

回答者	10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円～40万円未満	40万円～50万円未満	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
143	16	19	31	39	8	30	384,504	10,000	5,000,000	300,000
100.0%	11.2%	13.3%	21.7%	27.3%	5.6%	21.0%				19件

385 離婚協議書作成 〈前回:259〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円～20万円未満	20万円～30万円未満	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
105	9	39	32	9	6	8	0	2	57,624	5,500	800,000	50,000
100.0%	8.6%	37.1%	30.5%	8.6%	5.7%	7.6%	0.0%	1.9%				18件

386 内容証明郵便作成 〈前回:260〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
235	26	89	57	45	6	12	21,141	4,000	110,000	20,000
100.0%	11.1%	37.9%	24.3%	19.1%	2.6%	5.1%				31件

387 電子内容証明作成 〈前回:261〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
45	4	18	9	10	1	3	23,120	3,000	110,000	30,000
100.0%	8.9%	40.0%	20.0%	22.2%	2.2%	6.7%				7件

388 契約書作成 〈前回:262〉

回答者	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円～6万円未満	6万円～7万円未満	7万円～8万円未満	8万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
443	39	118	74	106	11	64	4	3	24	32,586	2,000	480,000	30,000
100.0%	8.8%	26.6%	16.7%	23.9%	2.5%	14.4%	0.9%	0.7%	5.4%				51件

389 告訴状・告発状作成 〈前回:263〉

回答者	2万円未満	2万円～4万円未満	4万円～6万円未満	6万円～8万円未満	8万円～10万円未満	10万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
17	1	5	6	0	1	4	65,059	10,000	220,000	50,000
100.0%	5.9%	29.4%	35.3%	0.0%	5.9%	23.5%				4件

106.死後事務委任契約の起案

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
24	13	8	0	2	0	0	1	49,000	10,000	220,000	50,000	5

107.自筆証書遺言の作成支援

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
34	15	13	1	4	1	0	0	52,000	5,500	130,000	30,000	7

108.公正証書遺言の起案

回答者	5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
63	3	23	8	20	2	1	6	95,000	10,000	341,000	110,000	10

109.遺産分割協議書作成

回答者	3万円未満	3万円～5万円未満	5万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円～25万円未満	25万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
66	4	13	32	9	2	1	5	89,000	15,000	605,000	50,000	13

110.相続関係図説明・法定相続情報一覧図の作成

回答者	3万円未満	3万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
66	24	20	15	3	3	0	1	40,000	5,000	181,500	33,000	11

111.財産目録の作成

回答者	3万円未満	3万円～5万円未満	5万円～7.5万円未満	7.5万円～10万円未満	10万円～12.5万円未満	12.5万円～15万円未満	15万円以上	平均値	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
43	17	15	6	1	3	0	1	49,000	5,000	605,000	33,000	9